

長柄小学校 いじめ防止基本方針

すべての子どもたちが毎日
楽しく生き生きと過ごせるように

◆ も く じ ◆

第1部 教職員マニュアル	IV 早期対応……………8
I いじめ問題に関する基本的な考え片……………2	1 いじめ対応の基本的な流れ
1 いじめとは	2 いじめ発見時の緊急対応
2 いじめの基本認識	3 いじめが起きた場合の対応
II 未然防止 ………………3	4 迅速に対応するためには
1 子ども達や学級の様子を知るためには	V ネット上のいじめへの対応……………11
2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間 づくりのためには	1 ネット上のいじめとは
3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには	2 未然防止のためには
4 保護者や地域の方への働きかけ	3 早期発見・早期対応のためには
III 早期発見……………5	第2部 組織対応マニュアル……………14
1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには	I いじめ問題に取り組む体制の整備
2 いじめ発見のきっかけ	II いじめが起こった場合の組織的対応の流れ (学校全体の取組)
3 いじめの態様	III 監督官庁、警察、地域等の関係機関との連携
4 いじめが見えにくいのは	IV 教職員の研修の充実
5 早期発見のための手だて	○事例研究(いじめ対応の失敗から学ぶ)
6 相談しやすい環境づくりをすすめるためには	

長柄町立長柄小学校

第1部 教職員マニュアル

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子ども達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめとは

○ いじめの定義を理解する

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）】なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

【文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。



II 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある

1 子ども達や学級の様子を知るためには

① 教職員の気づきが基本

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、子どもたちと場を共にすることが必要である。その中で、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

② 実態把握の方法

子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、子どもたち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、子ども達のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、子ども達が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

子ども達は、周りの環境によって大きな影響を受ける。子ども達にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が子ども達に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた 温かい学級経営や教育活動を展開することが、子ども達に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

① 子ども達のまなざしと信頼

子ども達は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子ども達の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

② 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、子ども指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子ども達と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

③ 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、子ども達を成長させる。また、教職員の子供たちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、子ども達は大きく変化するものである。

《子どもに自信をもたせる「とっておきの言葉」》

- 「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- 「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- 「ああすることは、とても勇気のあることだったでしょう。感心したよ。」
- 「あなたの対応は、とても気持ちが明るくなるね。」
- 「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
- 「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいわ。」

《子どもの心に残ることば》

- 大切なあなただからこそ、こうやって話をするんだ。
- あなたにはあなたの可能性がある、大事にしなきゃ。
- 約束だよ、信じてるから。
- 可能性という自分自身の扉を開こう。
- 幸せになってほしいからだよ。
- あなたが必要なんだ。



3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子ども達に理解させることが大切である。また、子ども達が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

② 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。

とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

子ども達は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の子どもの実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

4 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者 研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

《実践例1》授業参観等

- 授業参観において、保護者の方に道徳や特別活動等の時間を公開する。
- 学級活動で、ゲストティーチャーを招き、話を聞く。
- 学級活動等で、いじめについてクラスで考えるにあたって、保護者にインタビューする課題を出す。

(例)「いじめのない、互いに認め合うクラスになるには、どうしたらいいか」のテーマで話し合うので、ご意見を聞かせてください。

《実践例2》学年通信

- いじめへの取組について学年通信を通して保護者に協力を呼びかけて、その内容に関しての意見をもらう。

(例1)【標語募集】

学校では、子ども会が中心となり、「STOP いじめ！」運動を展開しています。その一環として、保護者の方から標語を募集していますので、応募してください。

(例2)【いじめのサインに敏感に！】

元気がない、遅刻しがち、体調不良、持ち物がなくなる等、いつもとちがう子どもの変化に気づくために、心がけていることを教えてください。

Ⅲ 早期発見

1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子ども達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子ども達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、子ども達に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

① 子ども達の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、子ども達の言葉をきちんと受けとめ、子ども達の立場に立ち、子ども達を守るという姿勢が大切である。

② 子ども達を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子ども達に気づき、子ども達の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、子ども達の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子ども達の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

2 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

《 分類 》 《 抵触する可能性のある刑罰法規 》

ア 冷やかしかからかい、悪態や脅し文句、いやなことを言われる ……………▶脅迫、名誉毀損、侮辱
イ 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……………▶暴力
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……………▶暴力、傷害
オ 金品をたかられる ……………▶恐喝
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……………▶窃盗、器物破損
キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ▶強要、強制わいせつ
ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……………▶名誉毀損、侮辱

3 いじめが見えにくいのは

●いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

- ①無視やSNSの使用など客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。《時間と場所》
- ②遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。《カモフラージュ》

●いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている子どもには、①親に心配をかけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働くものである。

●インターネット・携帯電話に関わる問題(参考:令和4年12月・生徒指導提要より)

インターネットには、匿名性、拡散性などの特徴があり、児童生徒へ指導や啓発を行う際には、こうした特質を十分に把握しながら進めることが肝要である。また、インターネットの問題は、トラブルが起きてしまうと完全に解決することが難しく、未然防止を含めて、対策を講じるための体制を事前に整えておくことが必要である。ただし、学校だけで取り組むことは難しく、それぞれの関係機関等と連携しながら、『チーム学校』として対策を進めることが必要である。

4 早期発見のための手だて

日々の観察 ～子どもがいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子ども達の様子に目を配る。「子ども達がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子ども達と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である。

観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、子ども達は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

日記の活用～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

必要に応じて気になる子どもには日記を書かせたりすることで、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

教育相談(学校カウンセリング)～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ等、子ども達が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子ども達の信頼関係の上で形成されるものである。

また、定期的な教育相談週間を設けて、子どもを対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。

いじめ実態調査アンケート～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

実態に応じて随時実施することにする。年間に2回以上のアンケートを実施。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。

また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

5 相談しやすい環境づくりをすすめるためには

子ども達が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

① 本人からの訴えには

●心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

●事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

② 周りの子どもからの訴えには

●いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、**訴えを真摯に受け止める。**

●「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝え、**安心感を与える。**

③ 保護者からの訴えには

●保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から**保護者との信頼関係を築くことが大切である。**

●問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。**日頃から、子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。**

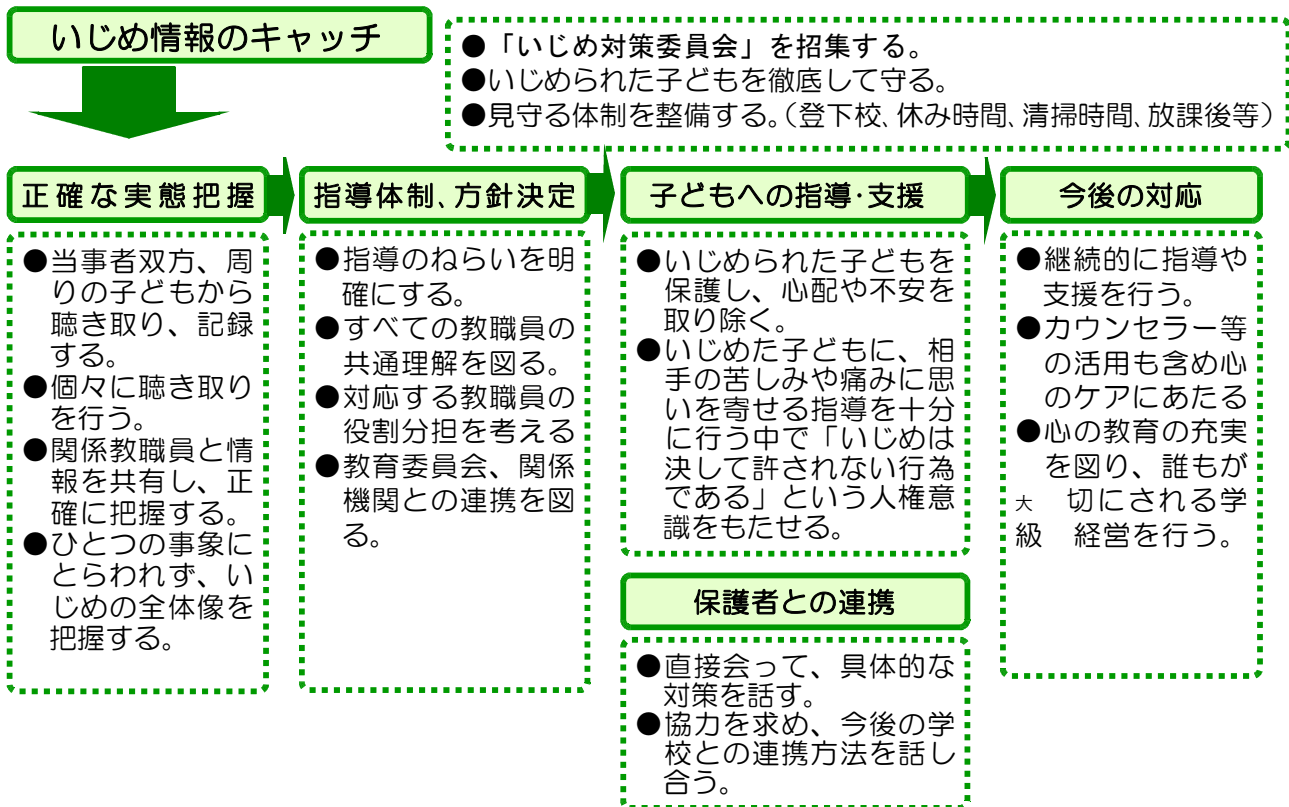
●子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。**保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。**



IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当(いじめ対策委員会)に連絡し、管理職に報告する。

① いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守り通す

- いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行うことが必要である。
- 状況に応じて、いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生指担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

- 短時間で正確な事実関係を把握するため、**複数の教職員で対応することを原則**とし、管理職等の指導のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報例

- ◆誰が誰をいじめているのか？ ……………【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか？ ……………【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ ……………【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？ ……………【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？ ……………【期間】

要 注 意

子どもの個人情報はその取扱いに十分注意すること

3 いじめが起きた場合の対応

① いじめられた子どもに対して

子どもに対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、**共感すること**で心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、**自尊感情を高める**よう配慮する。

保護者に対して

- 発見したその日**のうちに、家庭訪問等で保護者に相談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、**今後の対応について協議**する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた教職員の言葉

- ・お子さんにも悪いところがあるようです。
- ・家庭での甘やかしが問題です。
- ・クラスにはいじめはありません。
- ・どこかに相談にいかれてはどうか。

② いじめた子どもに対して

子どもに対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き**、子どもの背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、**毅然とした対応と粘り強い指導**を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや**いじめられる側の気持ちを認識**させる。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え**、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、**家庭での指導**を依頼する。
- 子どもの変容を図るために、今後のかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉

- ・いじめられる理由があるのだろう。
- ・学校がきちんと指導していれば…。
- ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

③ 周りの子どもたちに対して

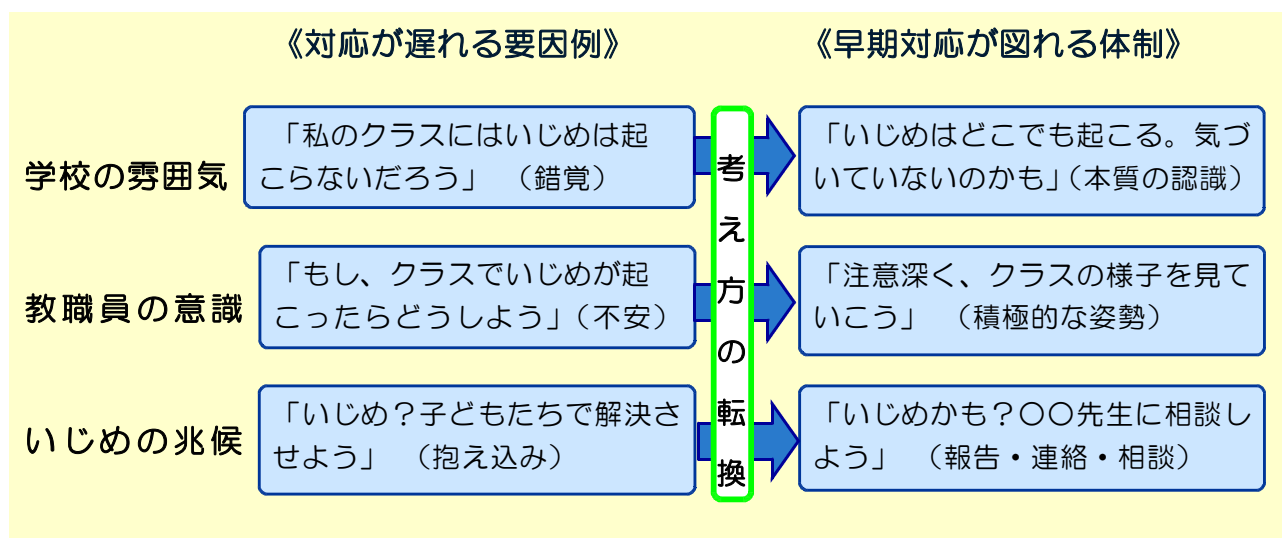
- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④ 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

4 迅速に対応するためには

迅速な対応が遅れる場合の一例である。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組むことが重要である。



☆チーム学校による生徒指導体制☆

学校がチームとして機能するために、教職員同士（教員のみならず事務職員や学校用務員、S C、S S W等を含む）はもとより、教職員と多職種の専門家や地域の人々が連携・協働して教育活動を展開する。

◎ 教職員の基本姿勢

- ① 一人で抱え込まない
- ② どんなことでも問題を全体に投げかける
- ③ 管理職を中心に、ミドルリーダーが機能するネットワークをつくる

④ 同僚間での継続的な振り返り（リフレクション）を大切にする。

◎ 教育相談の基本姿勢

- ① 指導や援助の在り方を教職員の価値観や信念から考えるのではなく、児童生徒理解（アセスメント）に基づいて考える。
- ② 児童生徒の状態が変われば指導・援助方法も変わることから、あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指す。
- ③ どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的視点を持つ。

V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、子ども達のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。



1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

トラブルの事例

子どもたちが事件に巻き込まれた事例だけでなく、子どもたちがインターネットをどのように使っているか保護者とともに調査することも必要である。

ネット上のいじめ 特殊性による危険

- メールでのいじめ
- ブログでのいじめ
- SNSでのいじめ
- 学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ

◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

■SNSから生じたいじめ
A君が友達数人に限定したサイト(SNS)だからと安心して、B君の悪口を書き込みました。それをC君がコピーして他の掲示板に書き込み、B君の知るところとなりました。その後、同掲示板にA君への誹謗中傷が大量に書き込まれました。

◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい
◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

■動画共有サイトでのいじめ
A君は、クラスの数人からプロレス技をかけられていました。その様子は携帯電話でも撮影されていました。そして過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿されました。

◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

2 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが重要である。

保護者会等で伝えたいこと

＜未然防止の観点から＞

- 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは**家庭**であり、**フィルタリング**だけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るための**ルールづくり**を行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

＜早期発見の観点から＞

- 家庭では、携帯を見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる**小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談**すること

情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

＜インターネットの特殊性を踏まえて＞

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

【子どもたちの心理】

匿名で書き込みができるなら…自分だと分からなければ…誰にも気づかれず、見られていないから…
あの子がやっているなら…
動画共有サイトで目立ちたい…



3 早期発見・早期対応のためには

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やSNSへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。
※学校非公式サイトの削除も同様

＜指導のポイント＞

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。



【書き込み等の削除の手順（参考）】

- 1 ネット上のいじめの発見
子ども・保護者等からの相談
- 2 書き込みの確認
 - ・掲示板のアドレスを記録
 - ・書き込みをプリントアウト
 - ・携帯電話の場合はデジタルカメラで撮影など
- 3 掲示板の管理人に削除依頼
※3により削除されない場合や管理人の連絡先が不明な場合→掲示板のプロバイダに削除依頼
- 4 ※の方法でも削除されない場合
削除依頼メールの再確認
 - ・警察へ相談
 - ・法務局、地方法務局に相談
- 5 削除確認
子ども・保護者等への説明

※ネット上のいじめへの対応についても、早期対応の取組が必要である。

※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をはらう必要がある。

第2部 組織対応マニュアル

◆ も く じ ◆

I いじめ問題に取り組む体制の整備……………	14
1 いじめ対策委員会の設置について	
《いじめ対策委員会組織》	
2 年間を見通したいじめ防止・指導計画の整備について	
《年間指導計画例》	
《チェックポイント1 [指導体制]》	
II いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）……………	15
・発見 ・情報収集 ・事実確認 ・方針決定	
・対応 ・解消経過観察	
《生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合》	
III 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携……………	16
1 教育委員会との連携について	
2 出席停止・転学退学措置について	
3 警察との連携について	
4 地域等その他関係機関等との連携について	
《チェックポイント2 [関係機関との連携]》	
IV 教職員の研修の充実……………	17
《カウンセリング・マインド研修》	
《OJT（On-the-Job Training）》	
○事例研究（いじめ対応の失敗から学ぶ）	
事例研究1 教職員の言動がいじめの土壌を生んだ例	
事例研究2 いじめのサインを見過ごした例	
事例研究3 養護教諭からの情報に対して、担任の受け取りが不十分だった例	
事例研究4 安易な約束が事態を悪化させた例	
<いじめ早期発見のためのチェックリスト>	

1 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、学校側のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、子どもの状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

1 いじめ対策委員会の設置について

- いじめ対策委員会は、**学校長、教頭、教務、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭**などをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することもある。
 - いじめ対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。
- ※定例のいじめ対策委員会は、学期に1回程度開催する。
- ※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。
- ※いじめ対策委員会での内容や事案に応じた対応については職員会議において報告し、周知徹底させる。

2 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備について

- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、子どもへの指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

《 年間指導計画例 》

	4月	5月	6月	7月	8月
職員会議	指導方針確認、保護者への啓発 事案発生時、緊急対応会議の開催（通年）				
防止対策	学級づくり、道徳教育・人権教育による意識付け（通年）				
早期発見	いじめアンケート、教育相談				

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議	事案発生時、緊急対応会議の開催（通年）				まとめ（成果と課題）		
防止対策	道徳教育・人権教育による意識付け（通年）						
早期発見	いじめアンケート、教育相談						

チェックポイント1「指導体制」

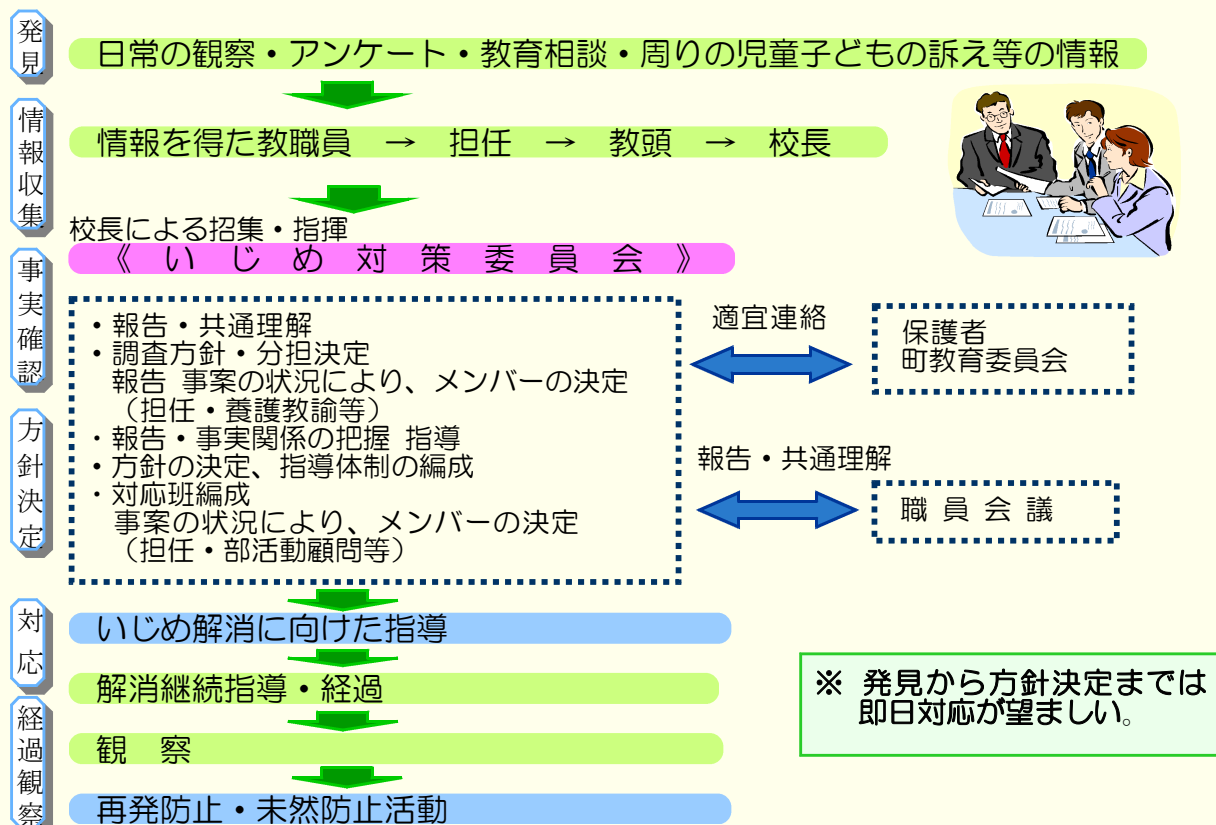
- いじめ問題の重用性をすべての教職員が認識し、学校側を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」（人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動等）に組織的に取り組んでいるか。
- いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応しているか。

II いじめが起こった場合の組織的対応の流れ(学校全体の取組)

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、子どもをよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。

校長のリーダーシップによる迅速な初期対応



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- 速やかに町教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

Ⅲ 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や子ども指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

1 教育委員会との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

2 出席停止・転学措置について

子どもに対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の子どもの心身の安全が保障されない等の恐れがある場合には、いじめ対策委員会が出席停止等の懲戒処分を学校長の判断で措置を検討する必要がある。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童子どもの教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

保護者から、他の学校に変更したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し子どもの将来を見据えた指導を行う。

《学校法第11条》

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

《学校法施行規則第26条》

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- ① 懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は校長が行う。
- ② 前項の退学は、公立の小学校、中学校、盲学校、聾学校または養護学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者。
- ③ 第2項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

3 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応することが必要である。子どもの生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

4 地域等その他関係機関等との連携について

いじめた子どものおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
千葉いのちの電話	043-227-3900
東上総教育事務所相談室	23-4460
千葉県警察外房地区少年センター	22-3741
茂原市青少年指導センター	22-4466
長柄町教育委員会学校教育課	35-2437

チェックポイント2「関係機関との連携」

- いじめ問題の解決のため、監督官庁との連携を密にするとともに、必要に応じ、警察等の地域の関係機関と連携を行っているか。
- 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

IV 教職員の研修の充実

本校においては、本マニュアルを活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが大切であると考えている。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。

さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内でのO J Tが円滑に実施されるよう、配慮する必要がある。

<カウンセリング・マインド研修>

すべての教職員を対象としたカウンセラー等によるカウンセリング・マインドの向上を目的とした研修。カウンセリングの技法やストレスマネジメント等研修内容は多岐にわたる。

<OJT(On-the-Job Training)>

先輩が後輩に対し具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な力量を育成する活動である。